

# 幸区区民会議運営要領（案）

## 1 制定趣旨

この要領は、川崎市区民会議条例（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、幸区区民会議（以下「会議」という。）の運営に関し、効率的かつ自律的になされるために、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 課題の把握

- (1) 会議は、地域社会の課題等について、区役所が把握している課題、委員が自らの活動を通じて把握した課題や区民からの意見などを取りまとめ、調査審議すべき事項を選定する。
- (2) 調査審議すべき事項の選定については、専門部会を活用し、全体会議において行う。

## 3 調査審議

- (1) 調査審議は、出席委員の合意形成を図ることを原則とするが、これによりがたいときは、委員長は出席委員の3分の2以上の賛成により、会議の調査審議結果とすることができる。
- (2) 委員長は、調査審議結果について取りまとめ、これを速やかに区長及び市長に提出する。なお、任期最終の会議では、審議継続中の事項を含め任期中の検討結果について、区長及び市長に書面をもって提出するものとする。

#### 4 推薦団体の説明

区長は、要綱第2条第2項に基づき、推薦団体の見直しを行った場合には、その理由等について、会議に説明するものとする。

#### 5 会議の運営

会議の開催回数や開催時期、開催する時間帯等については、委員長が専門部会を活用し、これを定めることとする。

#### 6 専門部会

- (1) 課題テーマについて調査検討を行う部会と、円滑な運営について協議する部会を設置する。
- (2) 専門部会の部会長は、委員の互選により、これを選出する。
- (3) 専門部会における調査検討の結果は、出席委員の合意形成を図るものとする。これによりがたい場合は、意見を併記して結果のとりまとめとする。
- (4) 部会長は、調査検討の結果を取りまとめた場合には、速やかに委員長に報告するものとする。
- (5) 任期最後の専門部会については、部会長は、継続中の事項を含め、その結果を速やかに委員長に報告するものとする。
- (6) 委員長は、専門部会から報告を受けた際には、これを会議に諮る。
- (7) 前各項に規定するもののほか、必要な事項については、運営について協議する部会でこれを定める。

#### 7 その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って、これを定める。